

随意契約理由書

件名	鈴蘭台処理場 低段最初沈殿池スカム移送ポンプ他更新工事
契約の相手方	株式会社 アクリ
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号に該当
随意契約の理由	
<p>本工事は、鈴蘭台処理場低段最初沈殿池のスカムを移送するポンプを更新するものである。</p> <p>本工事の施工にあたり、工期内に安全に施工するには、現場を熟知したうえで、機器製作をしなければならない。</p> <p>さらに本機器は、処理場の安定した水処理にとって重要な機器であり、早期に施工を実施する必要がある。</p> <p>工事契約にあたり、令和2年11月11日に競争入札に付したが、11月20日の開札の結果、全者辞退のため入札中止となった。</p> <p>よって、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号「競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき」に該当するため、当該処理場で今年度施工（鈴蘭台処理場分場次亜注入設備更新工事）し、現場状況に精通している上記業者に本工事を随意契約する。</p>	
担当部署 (問合せ先)	建設局中央水環境センター施設課 (電話番号078-302-0425)